



中国両用品目輸出管理の法的分析と企

中国は国家安全・国益の保護と国際的な不拡散義務の履行を目的として、両用品目等の輸出管理を実施しています。その法的根拠は輸出管理法（2020年）であり、対外貿易法（25年改正）とは独立した体系をなしています。国務院が具体的な管理要件を定めた両用品目輸出管理条例（24年）を公布し、商務部・海関総署等の所管当局がさらに公告等を発出することで、法規範体系が形成されています。25年以降、輸出管理体制は全面的に強化されています。

Q 両用品目の範囲について

A 両用品目とは、民事用途と軍事用途の双方に用いられ、または軍事能力の向上に資するもの、とりわけ大量破壊兵器およびその運搬手段の設計・開発・生産・使用に転用する「貨物」、「技術」、「サービス」をいい、「関連する技術資料等のデータ」を含みます。

1. リスト規制

商務部が関係部門と共同で管理リストを策定・改定・公表します。現行版は両用品目輸出管理リスト（2024年）であり、商務部ウェブサイトでは産業分野・物品種別・規制理由による分類検索が可能です。

25年以降、規制対象は先端技術産業の基幹素材および戦略的鉱産物へと急速に拡大しています。商務部等が相次いで発出した公告は、第10号（タングステン・テルル・ビスマス・モリブデン・インジウム）、第18号（一部の中重希土類）、第55号（超硬度材料）、第56号（一部の希土類設備・原材料）、第57号（一部の中重希土類）、第58号（リチウム電池・人造黒鉛負極材料）、第61号（海外関連希土類物品）、第62号（希土類関連技術）に及びます。このうち第10号および第18号は継続実施中であり、その他は26年11月10日まで実施が一時停止されています。

2. 臨時規制

国務院等の承認を経て、商務部はリスト未掲載の両用品目に対し最長2年の臨時規制を実施・公告でき、期限前に再評価を行います。03年4月からのリン酸トリブチル、06年9月からの黒鉛類関連製品、23年9月からの一部ドローンがその例です。

3. キャッチオール規制

リスト未掲載かつ臨時規制の対象外であっても、輸出事業者が、当該貨物・技術・サービスに①国家安全・国益を害するリスク、②大量破壊兵器およびその運搬手段への転用リスク、③テロ目的への利用リスクのいずれかを知り、もしくは知り得る場合、または国家輸出管理当局から通知を受けた場合には、商務部への輸出許可申請が義務付けられています。

4. 企業における留意事項

第一に、両用品目は有形の貨物に限られません。技術に関しては、技術支援や公開技術が規制対象外に該当するかどうか判断の難点であり、個別事案ごとの判断が必要となります。

第二に、キャッチオール規制の趣旨上、コンプライアンス情報源は管理リスト・公式文書に限定されません。米商務部輸出

管理技術目録やワッセナー・アレンジメント管理目録（中国規制体系との重複度が高い）といった規制枠組みを同水準で把握することが規制リスクの実効的な識別につながります。

第三に、許可証が未提出でも、税関が規制対象と疑う合理的理由があれば「質疑通知書」を発出できます。輸出事業者は規制対象外であることの証明責任を負い、7営業日以内に検査・検定報告書等の必要資料を提出しなければならず、税関はこれに基づいて判断し、困難な場合は商務部に対し識別申請が行われます。

Q 輸出管理の措置について

A 輸出とは、「中国国内から国外への移転」および「中国の公民・法人・非法人組織による外国の組織・個人への提供」を指し、貿易取引のほか、贈与・展示・協力・援助その他の方法による移転を含みます。

1. 輸出禁止

輸出禁止には三類型があります。①特定の両用品目に対する全世界的な輸出禁止、②特定国の軍事ユーザーまたは軍事用途向けの全両用品目の輸出禁止（商務部24年第46号公告〔対米〕・26年第1号公告〔対日、さらに軍事能力の向上に資する全最終用途に拡大〕）、③特定国への特定両用品目の輸出禁止（24年第46号公告によるガリウム・ゲルマニウム・アンチモン・超硬度材料関連の両用品目の対米原則不許可、13～18年の5次公告による対北朝鮮禁輸リストの設定・拡充）です。

2. 輸出制限

輸出事業者には商務部による許可の取得が必要となります。両用品目・技術輸出入許可証管理弁法（06年）では現行の規制枠組みに対応しきれないため、商務部は25年9月16日に改正草案（意見募集稿）を公表するとともに、海関総署と共同で両用品目・技術輸出入許可証管理目録（26年度）を発出しました。

対日貿易に関し、26年度目録には、当該物品・技術が税関商品コードとして掲載されているか否かにかかわらず許可証の取得が必要である旨を冒頭で明記しており、「税関コード不記載」を理由とする申請回避は認められません。

3. 企業における留意事項

第一に、商務部は中国原産の特定両用品目に対してロングアーム管轄を行使できます。海外の組織・個人が中国国外において特定の仕向国・地域または特定の組織・個人に移転・提供する場合、①当該品目そのもの、②これを含有・組み込み・混入して国外で製造した物品、③中国原産の特定技術を用いて国外で製造した物品のいずれかであっても、商務部の許可が必要と

業における留意事項

ダン・リーグ法律事務所日系企業法律サービスセンター
代表エクイティ・パートナー弁護士 朱立
弁護士・上海交通大学准教授 于佳佳

なります。ただ、法令上は中国原産物品が最終製品に占める割合の基準が明示されていません。商務部 25 年第 61 号公告では「海外関連希土類物品」に限り具体的基準（含有割合 0.1% 以上）を初めて示しましたが、同公告は 26 年 11 月 10 日まで実施が一時停止されています。

第二に、ここでいう「出境」は、一時的または特定目的に限定され、所有権の移転や最終用途の変更を伴わないことで「輸出」とは異なるため、輸出事業者による税関への正確な申告と輸出証明の取得のみで足りません。すなわち、入境修理・試験・検査後の合理的期間内における再入境または原最終ユーザーへの返送、中国国内開催の展示会出品後における原品の再入境または原輸出地への返送、民間航空機部品の出境修理・予備部品の輸出等の場合がこれにあたります。

第三に、両用品目を一般品目名で申告すれば虚偽申請となり、含有量や価格が僅少でも処罰されます。

第四に、物流・配送等の事業者は、輸出管理違反の疑いを認識した場合、報告義務を負い、怠れば行政処分の対象になります。

Q 輸出許可の種類および申請要件について

A 輸出事業者は、商務部行政サービスホールのオンラインシステムを通じて無料で輸出許可を申請できます。

1. 許可の種類

個別許可は、単一の最終ユーザーへの特定両用品目の一回輸出に用いられ、有効期間は 1 年以内です。通常の輸出取引における標準的な申請経路です。手続きの効率化を図る場合は、最長 3 年の包括許可（一度の審査承認による反復輸出）の活用が考えられますが、申請要件および審査基準は個別許可より厳格です。商務部は 23 年 9 月より一部の自由貿易試験区において試験的取り組みを開始し、包括許可の手続き簡素化を重点的に推進しています。

2. 企業における留意事項

第一に、「関注（注視）」リスト掲載の輸入者を取引相手とする場合、包括許可は申請できず、個別許可によらなければなりません。

第二に、包括許可を保有している場合であっても、輸出予定物品が対象範囲に含まれるか否かの判断が困難なときは、都度個別許可を申請しなければなりません。

第三に、許可取得後もコンプライアンス義務は継続し、最終ユーザー・最終用途の変更またはそのおそれ、証明書類の偽造・変造・失効、不正取得が判明した場合、輸出事業者は直ちに輸出を停止し、商務部への報告・調査協力が義務付けられます。

Q 輸入者および最終ユーザーに対する審査について

A 審査の対象は輸入者および最終ユーザーです。

1. 管制リスト

輸入者または最終ユーザーが管制リストに掲載された場合、

情状に応じて取引禁止または制限・停止が課されます。絶対的な取引禁止を意味するわけではありませんが、取引許可を得るには「特別の事情のもとで輸出の必要性が認められること」の立証が必要であり、事実上のハードルは極めて高くなります。

掲載の要件は、①最終ユーザー・最終用途に関する管理要件への違反、②国家安全・国益を害するおそれ、③両用品物のテロ目的への使用の三つです。危害のおそれがあれば該当し、結果の発生は要件とされません。

2. 「関注」リスト

「関注」リストへの掲載は、規制違反行為そのものではなく、調査への非協力または証明書類の不提出により最終用途の確認ができなかった場合に該当します。掲載は永続的ではなく、調査に協力し最終用途の無断変更や第三者への無断譲渡等がないことが確認されればリストから除外されます。

掲載後は輸出事業者に対し、個別許可申請のみへの制限に加え、対象の輸入者・最終ユーザーのリスク評価報告書および輸出管理法令遵守の誓約書の提出が追加的に義務付けられます。

3. 最終ユーザーおよび最終用途の審査

最終ユーザーの責任者が署名した最終用途証明書および輸入者・最終ユーザーに関する情報説明書は、輸出許可申請の必須書類です。

4. 企業における留意事項

第一に、管制リストは制裁に近い措置で、米国商務省 BIS の Entity List および Military End User List に相当します。他方、「関注」リストは疑義未解消の段階にあり、BIS の Unverified List に対応します。いずれの運用も、近時は高頻度かつ体系的に行われています。管制リストについては、25 年第 1 号公告（28 の米国事業者）を皮切りに、第 13・21・22 号公告（各 15 社・16 社・12 社の米国事業者）、第 35 号公告（8 つの台湾地区事業者）、26 年第 11 号公告（20 の日本事業者）と掲載が相次ぎました。「関注」リストについても、26 年第 12 号公告が 20 の日本事業者を掲載しました。

第二に、最終用途証明書は原則として最終ユーザーの所在国政府機関による発行・認証を要しませんが、商務部が疑義を有する個別案件では追加提出を求めることができます。所在国政府が発行・認証に応じない場合、輸出事業者は書類不備により許可を得られず、事実上の輸出禁止となり得ます。許可の可否は法令遵守のみならず、所在国と中国との政治的信頼関係および行政協力の意思にも左右されます。

第三に、商務部 25 年第 61 号公告は海外関連希土類物品の輸出管制に「関連事業者ルール」を初めて導入し、軍事ユーザーならびに管制リスト・関注リスト掲載事業者に加え、その 50% 超保有会社・支店も間接的に規制の対象としました（米商務部も同等規制を先行導入済）。同公告は 26 年 11 月 10 日まで一時停止中ながら、警告的要素は大きいと言えます。